

広島県告示第六百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

令和元年九月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

福山市瀬戸町大字長和字石田端八三二〇の四・八三三〇の七（以上二筆国有林）、八三

二〇の一から三まで、八三二〇の五、八三二〇の六

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため